

令和元年度行財政局運営の総括表

| 基本方針・重点方針 | 令和元年度重点取組 | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|----|---------|
| | 取組名 | 目標 | 計画・条例等 | 実績 | 備考 | 所属等 |
| 積極果敢な行財政改革の推進 | 1 「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」に基づく持続可能な行財政の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 京プラン実施計画第2ステージの改革編に掲げた取組の着実な推進 京プラン実施計画第2ステージに基づく成長戦略と財政構造改革の一体的な推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ○改革編に掲げた具体的取組(160項目)の進捗状況(令和2年3月末時点) <ul style="list-style-type: none"> ・「実施済み又は実施中」…151 ・「一部を除き〔実施済み又は実施中〕」…7 ・「実施準備段階」…2 ・「企画構想段階」…0 ○(令和元年度決算) <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度においては、引き続き厳しい状況にあっても、防災減災対策や社会福祉関連経費はしっかりと確保したほか、実質市債残高は着実に縮減しつつ、南部クリーンセンターをはじめとする、市民の今と未来に必要な投資を推進した。 ・歳入面では、経済政策の効果が市民所得の増加、税収に反映され、市税収入は増加するも、地方交付税等の減少により、財政調整基金の取崩しを除く一般財源収入は前年度との比較で13億円の減となった。 ・また、資産の有効活用では、土地の売却等により10億円の財源を確保し、ネーミングライツの更なる導入促進を図った。 ・しかしながら、社会福祉関連経費の増加や平成30年度発生災害の復旧・支援に引き続き大きな経費を要し、不足する財源については、将来の借金返済に充てるべき積立金である公債償還基金を50億円取り崩して補てんした。 | | 財政課 |
| | 2 学校跡地をはじめとした保有資産のより一層の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> 市民等提案制度(資産有効活用・ネーミングライツ・広告)等の活用による市有地等の有効活用の推進 施設利用者の利便性向上や収益の確保を図る資産の有効活用の推進 庁内外の資産情報の共有化による効果的な資産の有効活用の推進 市民の貴重な財産である学校跡地の更なる有効活用について、よりスピード感を持って強力に推進 | <ul style="list-style-type: none"> 京プラン 京プラン実施計画第2ステージ | <ul style="list-style-type: none"> ・各局等との連携による市有地の売却や学校跡地の活用等、保有資産の有効活用を進めた結果、約10億円の財源を確保 ・「京都市資産有効活用市民等提案制度」に基づく提案を受け、元福祉対策用地(東九条南河原町)について、令和元年9月に活用事業者と売買契約を締結。また、旧吉祥院消防出張所跡地について令和2年2月に活用事業者を決定し、令和2年度に定期借地契約を締結予定 ・京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場について「京都市ネーミングライツ市民等提案制度」に基づく提案を受け、提案内容を審査した結果、提案した事業者を契約候補者として選定(令和元年7月契約締結、8月通称使用開始) ・資産情報の集約、共有化等により有効活用に向けた関係局区への積極的な働きかけ及び支援を推進 ・学校跡地の活用について、平成27年度に創設した「事業者登録制度」を運用し、民間等事業者の活用ニーズを集約するとともに、登録内容を地元へ情報提供し、活用に向けた協議内容を事業者のプランに反映するなど、より迅速な跡地活用を推進 ・元清水小学校跡地について、平成29年12月に事業者と貸付契約を締結し、令和2年3月に宿泊施設オープン ・元立誠小学校跡地について、平成30年4月に事業者と貸付契約を締結し、複合施設オープンに向けた工事を実施(令和2年7月オープン) ・元白川小学校(元栗田小学校)跡地について、令和元年5月に事業者と貸付契約を締結し、令和4年夏の複合施設オープンに向け、工事中 ・元教養小学校跡地について、「子どもから高齢者までが集う施設」として跡地活用を進めるため、提案を募集したが、応募者がなかったため、令和2年度の再公募に向けて取組を推進 ・元植柳小学校跡地について、令和元年7月に事業者と基本協定書を締結し、本市・事業者・植柳自治連合会の三者による事前協議会において活用計画を協議 ・元新道小学校跡地について、「花街文化の発展と新たな賑わいづくりを通して、更なる地域の活性化と魅力あるまちづくりに貢献する施設」として跡地活用を進めるため、令和2年3月に第1回契約候補事業者選定委員会を開催 | | 資産活用推進室 |
| | 3 公共施設マネジメントの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の長寿命化と施設保有量の最適化の推進 施設関連情報のデータベース化の推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市庁舎施設マネジメント計画」に基づき、庁舎施設を「長寿命化改修方針」又は「改築(建替え)方針」のいずれかに分類するための調査を実施(鉄筋コンクリート造で12棟)し、長寿命化に係る取組を推進 ・施設保有量の最適化について局間を越えた協議を推進 ・計画保全等の円滑な執行に向け、施設関連情報の精査、整理等を行い、データベース化を推進 | | |
| | 4 外郭団体改革の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」により決定した、各団体の「今後の方向性」の取組を着実に推進 本市の財政的・人的関与の見直し 中期経営計画に基づく自主的な経営改善の取組の推進 | | <ul style="list-style-type: none"> 「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の検討結果 <ul style="list-style-type: none"> 自律化 : 14団体 存続 : 15団体 解散 : 2団体 外郭団体数 △2団体(平成31年4月現在24団体⇒令和2年4月現在22団体) 派遣職員の削減 △3人(平成31年4月現在59人⇒令和2年4月現在56人) | | 財政課 |
| | 5 土地開発公社の解散に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公社の業務の限定 保有地の解消 公社の資金調達における金利負担の圧縮 公社の管理経費の極小化 解散に向けた進捗状況の報告 解散までの期間の厳守 | | <ul style="list-style-type: none"> 公共用地の先行取得は行わず、1件の保有地の売却を行い、約3,700万円の簿価を縮減 低利の公社債(借入金利0.06%)の発行による金利負担の圧縮 役員体制の見直しや本市職員の派遣廃止等の取組を継続し、管理経費を極小化 公社保有地の縮減等に係る進ちょく状況等の市会報告(5月)及び市ホームページでの公開を実施(随時) | | 資産活用推進室 |

| | | | | | |
|---|-----------------------|---|--|--|-----|
| 6 | 税務事務の更なる効率的な執行体制の確立 | 税務職員の専門性の向上と税務事務の更なる効率的な執行体制の構築実現に向けた、税務センター業務の段階的な集約・再編の実施 | <p>一</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市税の徴収業務 <ul style="list-style-type: none"> ・個人市・府民税（普通徴収）及び固定資産税（土地・家屋）・都市計画税の徴収業務（納税相談等）を市役所分庁舎の市税事務所納税室に集約（令和元年10月） ○軽自動車税業務 <ul style="list-style-type: none"> ・原付バイクの登録・廃車などの軽自動車税業務を集約し、これに特化した組織として新たに「軽自動車事務所」を設置するとともに、市税事務所納税室において軽自動車税業務を行っていた担当を、軽自動車事務所の分室として再編（令和2年1月） ○市税の各種証明等発行業務 <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明等発行業務について、区役所・支所の市民窓口課又は市税事務所納税室に集約・再編（令和2年1月） ○市税徴収金に係る企画と徴収の一体的な推進のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市税徴収に係る企画を所管する税務部収納対策課を市税事務所納税室に移管し、企画機能を有した組織として同室を再編（令和2年4月） | | 税制課 |
| 7 | 新たな部門別定員管理計画に基づく取組の推進 | 行政部門ごとのメリハリを付けた効率的な執行体制を確立し、令和2年度までに職員数800人以上の削減を目指して、更なる定員の適正化を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「京プラン実施計画 第2ステージ」に基づき、「一般会計等で800人以上の職員数削減を目標」とする部門別定員管理計画（取組期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、令和元年度から令和2年度にかけて168人（平成28年度から令和2年度にかけての合計は802人）を削減 | | |
| 8 | 組織改革の推進 | 限られた行政資源を最大限に活用し、効率的な組織体制の整備を進めることにより、多様な市民ニーズや新たな課題等に的確かつ迅速に対応し、最適な市民サービスを提供できる体制を構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月に次のとおり組織改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・京都の都市特性を十分に活かしながら、多様な世代のニーズに対応した住宅用地やオフィス・産業用地の創出、企業、学術研究拠点の誘致等を進めることにより、将来にわたって魅力と活力に溢れるまちづくりに向けた戦略的な都市経営を推進するため、局外監として「都市経営戦略監」を設置するとともに、総合企画局に「都市経営戦略室」を設置 ・市内企業の成長支援と下支えを図るとともに、文化と産業の融合等のイノベーションの創出を推進するため、「産業イノベーション推進室」、「地域企業イノベーション推進室」及び「クリエイティブ産業振興室」を設置 ・「虐待ゼロ、貧困ゼロ、孤立ゼロ」による人生100年時代の安心づくりの推進に向け、養育里親の募集から里親委託後の相談支援まで包括的に行う支援機関（フォスタリング機関）として重点的に取り組むため、児童福祉センター児童相談所支援課及び同センター第二児童相談所に「里親養育支援係長」を設置 ・新型コロナウイルス感染症への迅速かつ的確な取組の推進等、感染症対策への対応力強化を図るため、保健福祉局医療衛生推進室健康安全課、同室医務衛生課及び同室医療衛生センター感染症対策担当を統合した「医療衛生企画課」を設置 | | 人事課 |

| | | | | | | | |
|---------------|----|-----------------------|--|---|---|--|-------------|
| 職員力・組織力の更なる向上 | 9 | (1)京都市職員力・組織力向上プランの推進 | 「京都市職員力・組織力向上プラン」2ndステージに掲げた取組の着実な実施 | 京都市職員力・組織力向上プラン | <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市職員力・組織力向上プラン」の前期期間（平成25～28年度）から継続実施している取組項目の着実な実施 ・風通しの良い職場づくりと、チーム力向上の実践的手法を学ぶ「組織力向上研修」の実施（6月、8月） ・「伝える力」、「聴く力」、「受け止める力」を向上させる「発信力・受信力向上研修」の実施（8月） ・「文化首都・京都」の職員にふさわしい知識や教養を身に付ける「文化力講座」の実施（7月、9月） ・市民満足度を上げるとともに、市民目線で適切に対応するスキルの向上を図る「市民対応能力向上研修」の実施（10月） ・「働き方見直しモデル職場」で得られたノウハウ等から、効果が高いと考えられる取組をまとめた「京都市役所版 働き方改革実践マニュアル」の全庁的な取組の推進 ・朝型勤務及び一斉消灯日の拡充 ・AIを活用した会議録作成支援システムの導入（11月） ・RPAやAI-OCRのトライアルの実施（9月～3月） | | |
| | | (2)全庁“きょうかん”実践運動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「局区長からのきょうかんメッセージ」の発信や「ハートミーティング」の開催等による、職員の組織との一体感の醸成 ・「きょうかんプロジェクト」の全職場での実施及び「きょうかんレポート（JISマガジン）」の発信等による、職員相互の連帯感の強化 ・「市民対応アドバイザー」の指導・助言等による、市民対応や窓口サービスの一層の向上 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・「ハートミーティング」の実施（3回） ・全職場での「きょうかんプロジェクト」の実施（435件）、きょうかんレポート（JISマガジン）の発行（6回） ・市民対応の向上に向け、新規採用職員等を対象とした対応研修の実施 ・職員グループの支援（令和元年度時点で計18グループ） | | 人事課 |
| | | (3)職員研修の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・市政のあらゆる分野における「SDGs」達成の観点、「レジリエンス」の理念の徹底に向け、新任役職者や新規採用職員の研修において新たな講義を実施 ・課長級職員のマネジメント能力の更なる向上のため、新任課長級職員研修において、部下からのフィードバックアンケートを実施 ・「働き方改革」による「真のワーク・ライフ・バランス」の実現のため、幹部職員及び管理職員を対象に「働き方改革」の視点を盛り込んだ研修を実施 | 京都市職員研修実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任部長級職員研修（6月）、新任課長級職員研修（6月）、新任係長級職員研修（6月）、新規採用職員研修（4月）において、レジリエンスの講義を実施 ・新任課長級職員研修における、「マネジメントフィードバック（部下職員を対象に、職場風土づくりや部下育成、働き方改革などの項目に関するアンケートを行い、その結果を本人へフィードバックすることで、自身のマネジメントの現状や課題を客観的に把握し改善策の検討につなげる。）」の実施（11月） ・「働き方改革」をテーマとした「都市経営改革研修」の実施（7月） | | |
| | | (4)コンプライアンスの徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・各職場における服務管理及び業務の運用状況の再点検を実施 ・研修や職場ミーティング等あらゆる機会を捉え、全ての職員に対し、法令を確実に遵守することはもとより、職員としての高い規範意識を常に持ち、創造的・主体的に職務に当たったことを徹底 ・職場の日々のコミュニケーションをより活性化させ、職員相互に倫理観を高め合う、風通しの良い職場風土の構築 | 京都市職員コンプライアンス推進指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間（7月22日～9月20日）の取組として、チェックシートに基づく所属長による職場管理に関する点検及び各職員による日常業務に関する点検、職場ミーティング、課長級以上職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等を実施 ・適正な服務の確保及び事務処理誤りの防止に向けた監察を逐次実施（延べ64箇所） ・外郭団体等に対して、コンプライアンスの徹底を図るため、「外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議」を開催（11月） <p><参考> 令和2年度から新たに、地方自治法に定められた内部統制制度（対象事務：財務事務、個人情報管理に関する事務）を開始するに当たり、京都市内部統制基本方針を策定（12月）及び公表（令和2年3月）</p> | | コンプライアンス推進室 |
| | 10 | 「働き方改革」の推進 | 平成31年4月から時間外勤務の上限規制が導入されたことを踏まえ、「働き方改革」を推進する観点からも、長時間労働の是正に向けた取組を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等による勤務時間管理の徹底 ・時差勤務制度の活用 ・「京都市役所版 働き方改革実践マニュアル」の活用 ・ICTを活用した効率的な働き方の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ | <ul style="list-style-type: none"> ○各所属において業務平準化を徹底するとともに、臨時的任用職員の活用及び職員の前倒し採用を実施したこと等により、市全体の時間外勤務時間数及び上限を超える時間外勤務を行った職員数は、市全体で前年度比減となった。 ・市全体の時間外勤務時間数 1.6%減少（平成30年度比） ・上限を超える時間外勤務を行った職員数 241人減少（平成30年度比） ○イントラネットパソコンのログ確認システムの活用を徹底するとともに、同システムの対象外となっている所属に対し、ICカードを用いたタイムレコーダーを導入し、労働時間の適正な把握に向けた取組を進めた。 ○AIを活用した会議録作成支援システムの導入（11月）や、RPA・AI-OCRのトライアルを実施した。 | | 人事課 給与課 |
| 防災・危機管理対策の充実 | 11 | 地域防災計画等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・KYOTO Wi-Fiを利用して情報提供する「京都市帰宅支援サイト」の機能を拡充 ・情報の途絶の危険性が高い山間部の区役所出張所へ衛星携帯電話を配備 ・避難所のトイレ環境を充実させるための備蓄トイレの洋式化を推進 ・危機管理センターの開設に伴う災害対策本部機能の強化 ・避難者ニーズに合致した備蓄物資の充実と、被災者の元に物資を迅速に配分するための分散備蓄の推進 ・帰宅困難者の安全な避難誘導や緊急避難先の円滑な開設等のための訓練等を継続的に実施 ・原子力防災訓練を継続的に実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都市地域防災計画 ・京都市備蓄計画 ・京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市帰宅支援サイト」については、平常時から本サイトに親しんでいたが、災害時により多くの方にスムーズにご利用いただくことを目的に、従来の大規模災害時の情報発信機能に、台風や大雨等の災害の種別に応じた注意喚起情報や、平常時の旅行等に役立つ情報の発信機能を加えてリニューアルした。 ・平成30年台風第21号により山間部の一部地域が孤立する被害が発生したことから、孤立対策として、令和元年7月、情報の途絶の危険性が高い山間部の出張所に衛星携帯電話及び可搬型アンテナの配備を行った。 ・トイレの洋式化を推進するべく、マンホールトイレの上屋については、1施設あたり5基設置分のうち4基を既存の和式タイプを活用し、簡易トイレ等を便座に被せることで、洋式としても使用できるよう進めている。また、残り1基については、要配慮者に考慮し、車椅子対応の洋式上屋を配備を進めた。 ・危機管理センターを開設し、防災情報共有の強化として、オペレーションシステム、情報共有システム及びライブ映像伝送システムを整備した。 ・京都市備蓄計画に基づき、災害用備蓄物資（アルファ化米、お粥、飲料水、粉ミルク等）を調達するとともに、令和元年度から、断水等ライフラインが寸断されている状況を想定し、すぐに食べることができる加水及び調理が不要な食料を導入し、各避難所等への分散備蓄を推進した。 ・醍醐寺において、緊急避難広場及び一時滞在施設の施設管理者、避難誘導団体を対象とした帰宅困難者避難誘導訓練を実施。 ・原子力災害避難計画の実効性を高めるため、平成30年度に整備した屋外スピーカー・防災ラジオによる一時移転指示の伝達を新たに取り入れた原子力防災訓練等を、右京区京北弓削地域において実施。隔年実施の原子力防災訓練等を行わなかった、左京区久多地域及び広河原地域においても、屋外スピーカー・防災ラジオの緊急放送の訓練を実施。 | | 防災危機管理室 |

| | | | | | | | |
|-----------------|----|------------------|--|--------------------------|--|--|---------|
| 重点 その他 取組 | 12 | 新庁舎整備事業 | 本庁舎、分庁舎（本年5月末完成予定）の建設工事を引き続き推進 | ・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ | ・本庁舎及び分庁舎の建設工事を実施し、令和元年5月に分庁舎が完成 | | 庁舎管理課 |
| | 13 | 芸術大学移転整備事業 | ・「京都市立芸術大学移転整備基本計画」に基づき、新キャンパス全体の基本設計・実施設計を行うなど、具体的な事業を推進 ・「移転整備ブレ事業」の実施 | ・京プラン ・京プラン実施計画第2ステージ | ○新キャンパスの実施設計を完了（3月） ○「移転整備ブレ事業」の実施 ・崇仁小学校に整備したギャラリーにおいて、京都芸大出身の若手作家を紹介する個展「教室のフィロソフィー」を全7回実施 ・ジェン・ボーによる崇仁地域でのワークショップ「EcoFuturesSuujin」の実施（5月） ・元崇仁小学校音楽室において、「国際現代音楽祭アジアの管弦の現在2019」スタジオコンサートを開催（6月） ・崇仁地域の「楽市・洛夏祭り」における美術学部学生による似顔絵コーナー出店及び音楽学部学生によるステージ主演（8月） ・「崇仁保育所夏まつり」における子ども向け絵本読み聞かせコンサートの開催（8月） ・「下京・京都駅前サマーフェスタ2019」におけるステージ出演（8月） ・「京都・東九条CANフォーラム創立10周年記念集会」における演奏会の開催（9月） ・「高瀬川音楽祭2019」におけるステージ出演（9月） ・「下京ふれ愛ひろば」において、ステージ出演及びブース出店を実施（11月） ・京都文化博物館別館ホールにおいて、「京都市立芸術大学・ウィーン国立音楽大学交流演奏会 パロック・オペラ・プロジェクト」を開催（11月） ・「東九条音楽祭2019」におけるステージ出演（11月） ・崇仁小学校において「2019年度 京都市立芸術大学作品展」を実施（2月） ・「元崇仁小学校の記憶と記録を継承するプロジェクト」において、元崇仁小学校を用いたアートプロジェクト「ミカエルさん」や元崇仁小学校に伝わる様々な資料を展示した「崇仁小学校展」などを実施（3月） | | 総務課 |
| | 14 | 宿泊税の適正な課税及び徴収 | 宿泊税の適正な課税及び徴収を行うための取組の推進 | 京都市宿泊税条例 | ・違法民泊を含めた市内全ての宿泊施設の捕捉を進めるとともに、未申告者に対しては、申告指導文の送付、電話による指導、警告文の送付、現地調査など順次取り組んでおり、引き続き、100%徴収に向けた取組を進めている。 ・宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るために、宿泊税特別徴収事務補助金を創設。 ・宿泊税の申告納入が適正に行われるよう、各特別徴収義務者に対し、質問検査権に基づく税務調査を実施。 ・宿泊税条例施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、現行の宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証するため、宿泊事業者、市民、宿泊客等へのアンケート調査及び観光関係団体等へのヒアリング調査を実施。 | | 税制課 |
| | 15 | 公契約基本条例に基づく取組の推進 | 市内中小企業の受注等の機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、ダンピング受注防止対策等の公契約の適切な履行の確保など、京都市公契約基本条例に基づく取組を推進 | 京都市公契約基本条例 | ・法令上の制約のある政府調達協定の対象となる案件や特別な技術力を要する案件を除き、可能な限りの分離分割発注の実施等、市内中小企業への発注を徹底 ・公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を目的に、労働関係法令遵守状況報告書に係る運用を実施 ・ダンピング受注防止対策として、工事関連業務委託における最低制限価格の積算基準を国基準の改正に準拠し引上げ ・京都市公契約審査委員会を開催（全体会議1回、専門部会3回） | | 契約課 |
| | 16 | 地籍調査事業の推進 | 上京区出水学区をモデル地区として、平成23年度から実施している地籍調査事業について、引き続き民有地などの境界確認等を行う一筆地調査を実施するとともに、順次、成果物である地籍図、地籍簿を法務局に提出 | 京プラン実施計画第2ステージ | ○一筆地調査の実施 ・上京区出水学区（0.48k㎡）をモデル地区として平成23年度から地籍調査事業に着手 ・令和元年度は、丸太町通以北の区域（0.13k㎡）において、国の承認及び京都府の認証後、地籍調査の成果物（地籍簿及び地籍図）の写しを法務局へ提出。その他の丸太町通以北の一部区域（0.04k㎡）において認証申請の準備。丸太町通以北の一部区域（0.10k㎡）において地籍図等の閲覧を実施。丸太町通以北の一部区域（0.05k㎡）において一筆地調査等を実施。 | | 資産活用推進室 |